

第1章 総論

I 静岡市の概要

II 環境行政の組織

I 静岡市の概要

1 静岡市の自然条件

(1) 地 勢

本市は、南アルプスの豊かな自然を有する広大な山地と、安倍川、興津川等の下流域に形成された市街地とに大きく区分されるとともに、駿河湾に突き出た三保半島は、海岸線のアクセントとなっています。また、市街地の中央に位置する丘陵地の有度山は、海底隆起による山地形成という周辺環境とは異なるメカニズムで作られています。

(2) 気 候

本市は、太平洋側気候であり比較的温暖で、多雨地帯に属しています。風速は全般的に弱く、平均風速は2.2m/s程度（軽風）です。

〔表1-1〕 静岡市の気象（AMeDAS 設置点の標高 静岡 14m、井川 755m、清水 3m）

	観測地点	平年値 (1991~2020)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
平均気温 (°C)	静岡	16.9	17.7	17.8	17.8	17.7	17.4
	井川	11.6	12.1	12.1	11.8	11.7	11.5
	清水	16.7	17.5	17.7	17.7	17.5	17.2
年間 降水量 (mm)	静岡	2,327.3	2,442.0	2,390.5	2,613.5	2,511.0	2,967.0
	井川	3,258.6	3,890.0	3,213.0	3,848.0	3,551.5	3,164.5
	清水	2,380.6	2,282.5	2,344.5	2,561.5	2,378.0	2,609.0
年間 日照時間 (時間)	静岡	2,151.5	2,208.7	2,119.3	2,245.1	2,304.4	2,239.7
	井川	1,995.3	1,826.5	1,654.0	1,769.9	1,496.5	1,918.8
	清水	2,126.8	2,071.1	1,979.7	2,086.7	1,894.5	2,223.4
年間 平均風速 (m/s)	静岡	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1
	井川	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	清水	2.0	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0

(引用 気象庁HP「過去の気象データ検索」)

(3) 河川・海域・湖沼

市域の主要河川には、一級河川の安倍川とその支流の藁科川、丸子川などがあり、その他、北部山間地には一級河川大井川上流域、清水区蒲原には一級河川富士川下流域があります。

また、二級河川として興津川、巴川、庵原川、浜川、由比川などがあります。

安倍川は、山梨県南巨摩郡早川町との境をなす大谷嶺の南斜面に源を発し、静岡市葵区

を南流し、静岡平野で藁科川、丸子川などを併せて駿河湾に流入しています。その伏流水が豊富であることから、静岡地域の上水道、静岡地域の工業用水、農業用水等に利用されています。

また、藁科川は、安倍川水系最大の支流で、静岡市葵区と榛原郡川根本町との境界をなす七ツ峰に源を発し、静岡市域西部の山地を南流し、葵区山崎で安倍川本流に合流します。

興津川は、静岡市清水区と山梨県南巨摩郡南部町との境をなす田代峠に源を発し、清水区の庵原山地内を南流し、清水区興津で駿河湾に流入しています。その水は、清水区の上水道などに利用されています。

止水域には、麻機遊水地、清水船越堤公園等の池沼があり、北部の山間域には大井川水系の井川湖があります。

駿河湾は、湾口約 56 k m、奥行約 60 k mの湾入水域で、1,000m以上の深所が湾内の奥深くまで進入しており、市域海岸線の属する海の斜面も急峻です。

海岸は砂浜海岸ですが、著しい浸食作用のため、現在では離岸堤により砂浜が維持される半自然海岸となっています。また、三保半島によって形成された入江は折戸湾と呼ばれ、天然の良港として利用され、清水港として発展してきました。

[表 1 - 2] 静岡市の主な河川・湖沼等における環境

河川名等	基礎データ	河川・湖沼等における環境
安倍川	流域面積 567.00 km ² 河川延長 50.80 km	・良好な水質、単一市域に収まる一級河川 ・静岡平野の伏流水及び静岡地区の水道水源、豊かな砂利、野鳥観察
丸子川	流域面積 25.14 km ² 河川延長 10.40 km	・下水道の普及による水質改善 ・野鳥観察
藁科川	流域面積 175.72 km ² 河川延長 29.20 km	・良好な水質 ・静岡平野の伏流水の水源、史跡「木枯らしの森」
興津川	流域面積 121.62 km ² 河川延長 21.70 km	・清水地区の水道水の約 9 割の水源 ・アユ釣りが盛ん
庵原川	流域面積 22.03 km ² 河川延長 6.70 km	・良好な水質 ・アユが生息
巴川	流域面積 104.83 km ² 河川延長 17.98 km	・点在する湧水、多自然型護岸、ビオトープ、野鳥観察、釣り場
大谷川 放水路	流域面積 17.71 km ² 河川延長 6.30 km	・下水道の普及による水質改善 ・ゴム引布製起伏堰
浜川	流域面積 11.94 km ² 河川延長 1.87 km	・下水道の普及による水質改善 ・点在する湧水、コイ・アユ等が生息
小坂川	流域面積 6.15 km ² 河川延長 2.80 km	・下水道の普及による水質改善 ・点在する湧水、コイが生息
麻機遊水地	場所 葵区南	・巴川総合治水対策による環境整備
井川湖	場所 葵区井川	・井川ダムによるダム湖
駿府城堀	場所 葵区追手町	・駿府城のお堀（外堀、内堀）
清水船越堤公園	場所 清水区船越	・夫池、婦池周辺が桜の名所
三保内浜	場所 清水区三保	・海水浴場
三保真崎	場所 清水区三保	・海水浴場
用宗海岸	場所 駿河区用宗	・海水浴場

(引用 静岡県河川企画課「しずおか河川ナビゲーション」)

(4) 森 林

広大な山地を有している本市は、同時に市域の約 76%にあたる約 10 万 7 千 ha もの森林に恵まれています。

しかしながら、本市の森林は急傾斜地が多く林内路網の整備が遅れ、高性能林業機械の導入も進んでいないため、出材コストの低減が進んでいません。このため、林業家が採算の合わない林業経営から手を引き、平成 2 年には 7,314 戸あった林業家が、平成 27 年には、3,025 戸と 25 年間で約 59%減少しています。このようなことから、間伐等の施業の遅れや手入れ不足の森林が増加することで保水力が低下し、森林の持つ公益的機能の低下が懸念される状況となっています。

2 経済的・社会的条件

(1) 人 口

令和5年3月末の推計人口は、680,913人で、世帯数は323,246世帯となっています。

年齢階層別には老年人口が増加傾向に、年少人口は減少傾向にあります。

[表1-3] 人口動態

項目	平成12年 国勢調査	平成17年 国勢調査	平成22年 国勢調査	平成27年 国勢調査	令和2年 国勢調査	令和5年3月31日 住民基本台帳人口
世帯数(世帯)	258,810	268,135	278,901	286,013	296,778	323,246
人口(人)	719,967	713,716	716,328	704,989	693,759	680,913
人口増加率(%)		▲0.9	0.4	▲1.6	▲1.6	

(引用 静岡市HP「静岡市の人口・世帯」)

(2) 産 業

産業別人口の推移をみると、第1次産業、第2次産業ともに減少傾向にあります。

第3次産業は平成22年まで増加傾向でしたが、平成27年以降は減少傾向もみられます。

[表1-4] 産業分類(3区分)別人口の推移

項 目	平成27年	平成22年	平成17年	平成12年
静岡市計 ※1	第1次産業	9,054	9,833	12,680
	第2次産業	88,388	91,303	103,522
	第3次産業	253,410	256,780	256,499
葵 区	第1次産業	3,359	3,694	4,799
	第2次産業	26,457	27,308	31,105
	第3次産業	95,847	95,923	97,496
駿河区	第1次産業	1,882	2,120	2,675
	第2次産業	25,655	25,447	28,387
	第3次産業	80,014	80,251	78,142
清水区 ※2	第1次産業	3,317	3,514	4,577
	第2次産業	32,294	34,095	38,336
	第3次産業	72,120	74,837	75,295
旧蒲原町	第1次産業	153	139	170
	第2次産業	2,410	2,691	3,125
	第3次産業	3,139	3,324	3,424
旧由比町	第1次産業	343	366	474
	第2次産業	1,572	1,762	2,085
	第3次産業	2,290	2,445	2,611

(引用 国勢調査)

※1 静岡市計は旧蒲原町・旧由比町の数字を含んでいます。平成12年の旧静岡市の結果は、葵区の欄に掲載しました。第3次産業には、「分類不能の産業」の数字を含めて掲載しました。

※2 清水区は旧蒲原町・旧由比町の数字を含みません。

(3) 都市計画

本市の都市計画区域は、現在、23,490haです。

都市計画区域のうち市街化区域は約10,537ha、市街化調整区域は約12,953haです。

また、用途地域の合計面積は約10,537haです。用途地域別の内訳は次のとおりです。

[表1-5] 市街化区域内 用途地域の内訳 (令和5年3月31日現在)

用途地域	面積 (ha)	構成比
第一種低層住居専用地域	約 486.0	61%
第一種中高層住居専用地域	約 1,642.7	
第二種中高層住居専用地域	約 1,506.0	
第一種住居地域	約 1,721.1	
第二種住居地域	約 1,063.2	
準住居地域	約 57.7	
近隣商業地域	約 562.5	9%
商業地域	約 402.4	
準工業地域	約 1,630.2	29%
工業地域	約 1,146.4	
工業専用地域	約 318.9	
計	約 10,537.1	100%

(引用 静岡市都市計画課「静岡市の都市計画(資料編)」)

(4) 都市公園

市内の都市公園の現況は、次表のとおりです。

[表1-6] 都市公園の現況 (令和5年3月31日現在)

種類	住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園		緑地	緩衝緑地	緑道	計
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	風致公園	歴史公園				
箇所	129	22	2	4	2	3	2	68	2	1	533
面積 (ha)	33.98	47.70	11.40	77.20	42.80	115.2	10.50	18.34	1.06	0.27	468.72

静岡市民1人当たり都市公園面積 (市全体) 6.88 m²/人

〃 (都市計画区域) 7.04 m²/人

(引用 静岡市都市計画課「静岡市の都市計画(資料編)」)

Ⅱ 環境行政の組織

1 環境行政のあゆみ

(1) 産業型公害の発生と対策

工業が目覚ましく発展した昭和 30 年代以降、水俣病や四日市ぜんそくなど深刻な公害が各地で発生しました。

それらの公害に対応するために、国では、昭和 42 年に公害対策基本法を制定したのを始め、昭和 40 年代後半にかけて、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動などを規制する法律を次々と制定しました。

旧静岡市では昭和 42 年に、旧清水市では昭和 43 年に、旧蒲原町、旧由比町では昭和 44 年に公害係を設置し、公害対応をするようになりました。

(2) 都市生活型公害への変化

昭和 60 年代に入ると、製造業を中心とした産業から発生する公害への対策が進む一方で、家庭からの排水による水質汚濁や、自動車の排気ガスによる大気汚染、消費社会が生み出した大量のごみなど、私たち自身が加害者となり被害者となる問題が出てきました。これらの都市生活型公害を防ぐために行政では、法律で事業者を規制するだけでなく、各種環境講座、イベントなど市民に対する啓発活動にも力を入れるようになりました。

また、公害対策だけでなく、より快適な環境を求める市民の声が高まってきました。それに伴い、旧静岡・清水市ともに公害課から環境保全課へ、旧蒲原町・旧由比町においては生活環境係へと名称を変更し、より快適な環境を創出するための取組や、環境を保全するための取組に重点をおくようになりました。

(3) 地球環境問題の顕在化

その後、地球温暖化を始めとした地球規模の環境問題のメカニズム、社会経済への影響、対応策について、国際会議の場で具体的に議論されるようになってきました。

平成 4 年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「地球サミット」や、平成 9 年に京都市で開催された「地球温暖化防止会議」（「京都議定書」が採択）等、様々な国際交渉を経て、環境問題に対する世界的な取組が進められています。

また、最近では、平成 27 年にフランス・パリで開催された「COP21」において、「京都議定書」に代わる、令和 2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みであり、歴史上はじめてすべての国が参加する公平な合意として、「パリ協定」が採択されました。

さらに、令和 2 年度には、国に続き本市も 2050 カーボンニュートラルを宣言したため、今後、温暖化防止に向け、さらなる政策の展開が必要となります。

[表 1 - 7] 環境行政のあゆみ

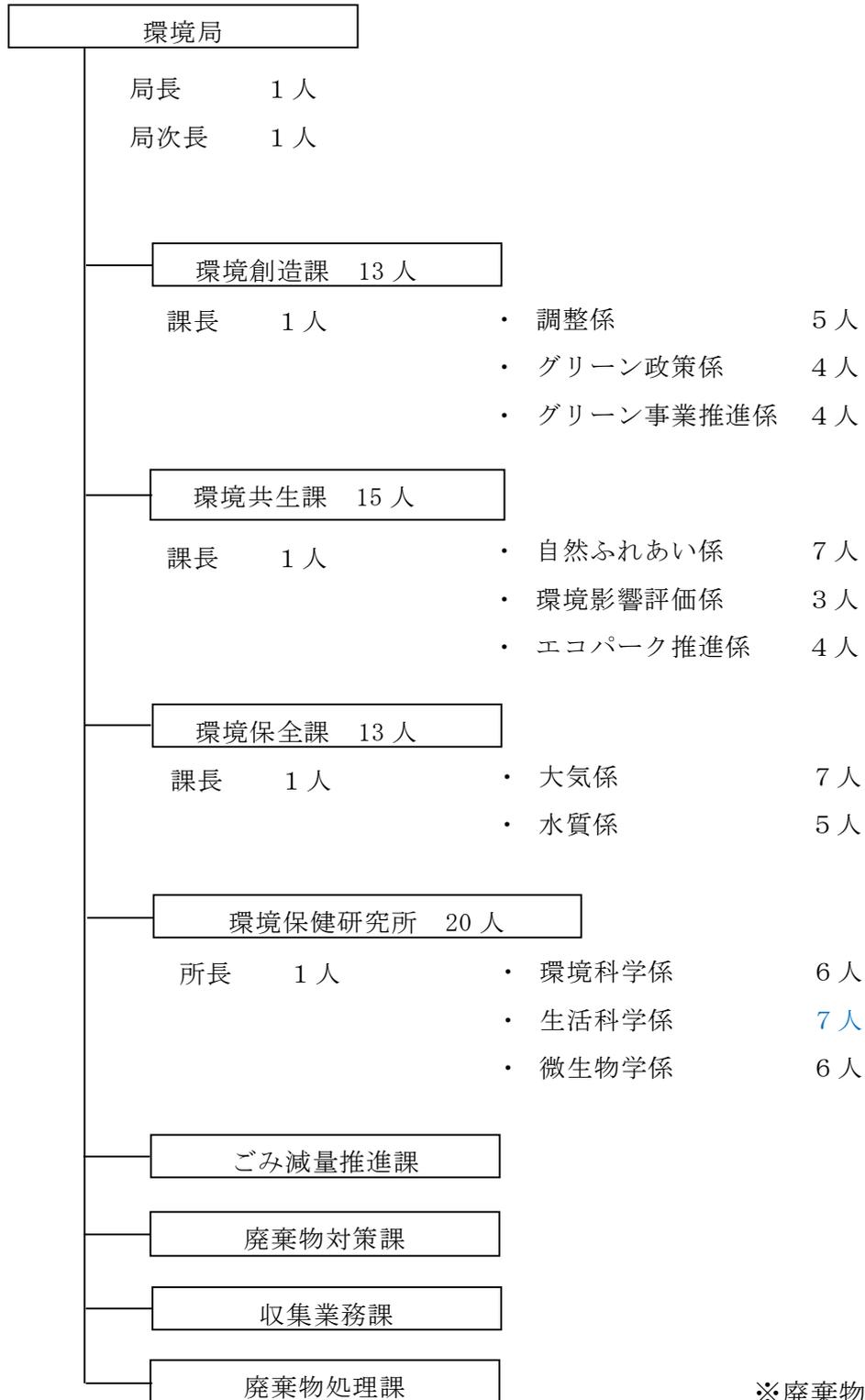
年度	環境関連法令等の整備	旧静岡市の動きと所管課	旧清水市の動きと所管課	旧蒲原町の動きと所管課	旧由比町の動きと所管課
S32	自然公園法制定				
S36	静岡県公害防止条例制定 静岡県立自然公園条例制定				
S42	公害対策基本法制定	企画部調整課交通公害係	S42.4 以前: 経済部 商工課商工係		
S43	大気汚染防止法制定 騒音規制法制定		経済部商工観光課 公害係		
S44				企画課公害係	総務課企画室 公害係
S45	公害紛争処理法制定 水質汚濁防止法制定		市民部交通公害課 公害係		
S46	悪臭防止法制定 環境庁発足 静岡県公害防止条例全面改正	衛生部公害課	公害対策室	交通公害課	
S47	自然環境保全法制定				企画課公害係
S48			環境部公害対策室		
S49		環境整備部公害課			
S51	振動規制法制定	静岡・清水地域公害防 止計画の承認	静岡・清水地域公 害防止計画の承認	公害衛生課	
S53			環境部公害課		企画管財課公 害係
S55		衛生部公害課			
S56				産業経済課公害 係	総務課公害係
S57					保健課公害係
S58			生活環境部公害課		
S61		衛生部公害防止センタ ー			
S63	特定物質の規制等によるオゾ ン層の保護に関する法律制定		生活環境部環境保 全課		
H 3		衛生部環境保全課		保健衛生課公害係	
H 4	環境と開発に関する国際連合 会議 ・気候変動枠組条約、生物多様 性条約の提起 ・アジェンダ 21、森林原則声 明の合意 ・リオ宣言等の採択				
H 5	環境基本法制定		興津川の保全に関 する条例制定		住民課生活環 境係
H 6		静岡市環境審議会条例 制定	清水市環境審議会 条例制定		
H 7		保健衛生部環境保全課			
H 8	静岡県環境基本条例制定				
H 9	環境影響評価法制定 静岡県が環境基本計画策定 京都議定書採択	生活環境部環境保全課			
H10	地球温暖化対策の推進に関す る法律制定 静岡県生活環境の保全等に関 する条例制定	静岡市環境基本条例制 定		生活環境課公害 係	
H11	特定化学物質の環境への排出 量の把握等及び管理の改善の 促進に関する法律制定 ダイオキシン類対策特別措置		ISO14001 認証取得		

年度	環境関連法令等の整備	旧静岡市の動きと所管課	旧清水市の動きと所管課	旧蒲原町の動きと所管課	旧由比町の動きと所管課
	法制定 静岡県環境影響評価条例制定				
H12	循環型社会形成推進基本法制定	生活環境部環境政策課 静岡市環境基本計画策定			
H13	環境省発足	ISO14001 認証取得 静岡市地球温暖化対策実行計画策定	しみずエコアクションプラン（清水市地球温暖化対策実行計画）策定	蒲原町率先行動計画、蒲原町温暖化防止計画策定	
H14	土壤汚染対策法制定 自然再生推進法制定 自然公園法改正				
H15	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律制定	静岡市、清水市合併 生活環境部環境政策課、静岡総合事務所環境対策課、清水総合事務所環境対策課			
H16	京都議定書発効	環境部創設 静岡市環境基本条例制定			
H17	京都議定書目標達成計画策定	静岡市、蒲原町合併 政令指定都市移行により市民局環境部に 静岡市清流条例制定 静岡市環境基本計画及び静岡市地球温暖化対策実行計画策定			
H18	アスベスト新法施行	市民環境局に局名変更、静岡市環境教育基本方針策定			
H19	生物多様性基本法施行 エコツーリズム推進法施行 温暖化対策法改正 省エネ法改正	環境局創設 環境創造部、廃棄物対策部創設 保健衛生部衛生研究所を環境創造部環境保健研究所に変更 静岡市地球温暖化対策地域推進計画策定 臭気指数規制導入			
H20	北海道洞爺湖サミット	静岡市、由比町合併			
H21	自然公園法改正	静岡市廃棄物の適正な処理に関する条例制定			
H22		静岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定			
H23	環境影響評価法改正 騒音規制法改正 振動規制法改正 悪臭防止法改正	静岡市生物多様性地域戦略策定			
H24	小型家電リサイクル法制定				
H25	省エネ法改正				
H26	鳥獣保護管理法改正 騒音規制法改正 振動規制法改正 土壤汚染対策法改正 ダイオキシン類対策特別措置法改正	静岡市環境影響評価条例制定、第2次静岡市環境基本計画策定、南アルプスユネスコエコパーク登録、南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）策定			
H27	パリ協定採択 大気汚染防止法改正 省エネ法改正	環境創造部、廃棄物対策部統合 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）前期実行計画策定、第2次静岡市地球温暖化対策実行計画策定、静岡市環境影響評価条例改正			
H28	パリ協定発効 温暖化対策法改正 水質汚濁防止法改正				
H29	土壤汚染対策法改正				
H30	気候変動適応法制定 省エネ法改正	南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）中期実行計画策定 静岡県地下水の採取に関する条例改正			
H31	再生可能エネルギー特措法改正				
R2	2050 カーボンニュートラル宣言	第2次静岡市生物多様性地域戦略策定、静岡市環境教育行動計画策定 2050 カーボンニュートラル宣言			
R3	自然公園法改正				
R4	大気汚染防止法改正	第3次静岡市環境基本計画策定、第3次静岡市地球温暖化対策実行計画策定 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）後期実行計画策定			

2 環境行政機構

令和5年4月1日現在

〔図1-1〕環境行政機構



※廃棄物部門は省略

3 事務分掌

令和5年4月1日現在

環境局

環境の創造及び保全に関する事項

環境創造課

- (1) 環境及び廃棄物に係る政策の企画、調整等に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (4) 環境マネジメントシステムの啓発及び推進に関すること。
- (5) 新エネルギーの利用促進に関すること。
- (6) 環境審議会に関すること。
- (7) 局の庶務に関すること。

環境共生課

- (1) 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
- (2) 自然保護に関すること。
- (3) 南アルプスの環境保全に係る調査、研究及び啓発に関すること。
- (4) 環境影響評価に関すること。
- (5) 環境影響評価審査会に関すること。
- (6) 愛玩のための鳥獣飼養登録の総括に関すること。
- (7) 生物多様性地域戦略専門家検討委員会に関すること。
- (8) 中央新幹線建設事業影響評価協議会に関すること。
- (9) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。

環境保全課

- (1) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭（以下「大気汚染等」という。）の防止のための規制及び指導に関すること。
- (2) 大気汚染等の調査に関すること。
- (3) 大気汚染等に係る相談等に関すること。
- (4) 大気汚染等の防止に係る意識の普及及び高揚に関すること。
- (5) 地下水源の保全に関すること。

環境保健研究所

- (1) 環境保全及び保健衛生に係る試験及び検査に関すること。
- (2) 環境保全及び保健衛生に係る調査研究に関すること。
- (3) 環境保全及び保健衛生に係る研修指導に関すること。
- (4) 環境保全及び保健衛生に係る情報の収集、解析及び提供に関すること。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。 ※廃棄物部門は省略

4 附属機関等

令和5年4月1日現在

(1) 静岡市環境審議会

市の環境の保全に関する基本的事項について調査、審議するため、静岡市環境基本条例第31条の規定に基づき、静岡市環境審議会を設置しています。

(2) 静岡市環境影響評価審査会

市長の諮問に応じ、環境影響評価等に関する事項を調査審議するため、静岡市環境影響評価条例第56条の規定に基づき、静岡市環境影響評価審査会を設置しています。

(3) 静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会

中央新幹線建設事業により生ずる環境等に関する影響について専門的な見地から調査審議するため、静岡市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会を設置しています。

(4) 静岡市水素エネルギー利活用促進協議会

水素エネルギーを利活用した「水素社会」の実現について、官民による技術開発に係る意見交換及び課題解決に向けた検討を行うため、静岡市水素エネルギー利活用促進協議会を設置しています。

(5) 静岡市環境教育推進会議

静岡市環境教育基本方針に基づき、家庭、地域、学校、事業者及び市民活動団体と連携し、協働による環境教育を総合的かつ体系的に推進するため、静岡市環境教育推進会議を設置しています。

(6) 静岡市生物多様性地域戦略専門家検討委員会

第2次静岡市生物多様性地域戦略（令和3年3月）の推進に当たり、学術的及び専門的な見地からの意見を聴取するため、静岡市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、静岡市生物多様性地域戦略専門家検討委員会を設置しています。

※廃棄物部門は省略